### 資料5

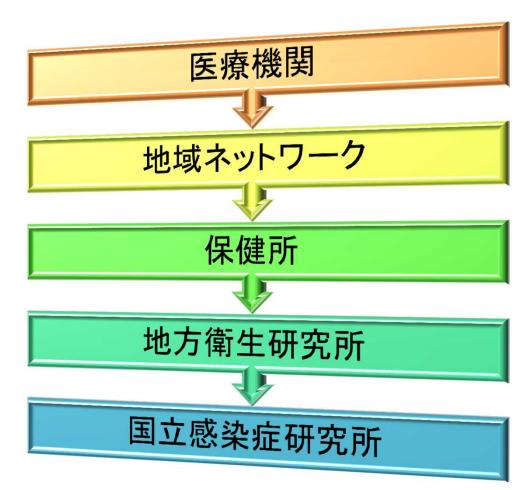
朝野参考人提出資料

# 保健所をハブとする地域ネットワーク の構築

~吹田保健所管内院内感染対策連絡会議~

大阪大学医学部附属病院 感染制御部 朝野和典 「院内感染対策中央会議提言について」(平成23年2月8日厚生労働省医政局指導課事務連絡) 「医療機関における院内感染対策について」医政地発1219第1号,平成26年12月19日.

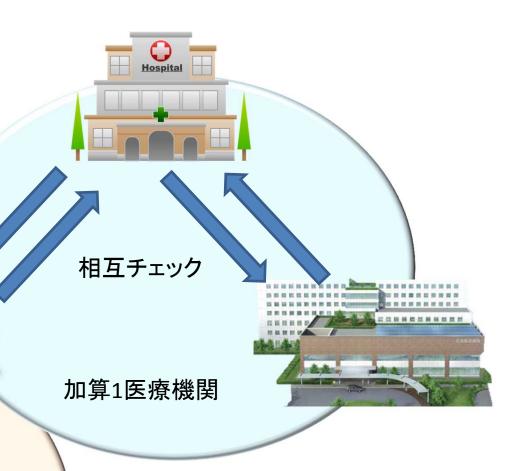
- 緊急時に地域の医療機関 同士が速やかに連携して 各医療機関の対応への支 援がなされるよう、医療機 関相互のネットワークを地 域において構築し、日常的 な相互の協力関係を築くこ とが必要である。
- 地方自治体はそれぞれの 地域の実状に合わせて、 地域における院内感染対 策のためのネットワークを 整備し、積極的に支援する ことが必要である。



カンファランス

相談

加算2医療機関

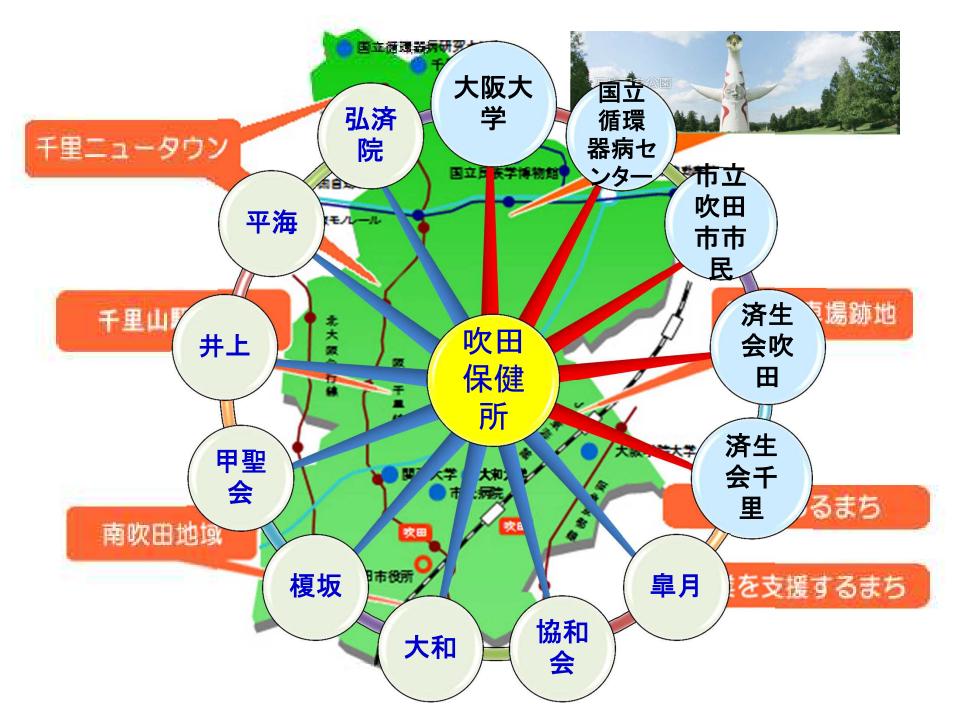


一方で、加算における地域連携は任意のネットワークの構築である。

「中央会議提言」や「院内感染対策について」で示されたより包括的なネットワークづくりが今後必要

## 地域包括的なネットワークの構築

- 加算に関わりなく、地域全体の包括的な医療機関によるネットワークの構築のためには、 行政・保健所との連携が必須。
- 保健所は、院内感染対策では、監査・監督型ではなく、問題解決型、マネジメント型の役割が必要。
- このような組織であれば、「中央会議の提言」 する地域全体の問題に迅速に対応できるシ ステムとなり得る。



#### 吹田保健所管内感染対策連絡会議設置要綱抜粋

#### (連絡会議の開催)一第3条

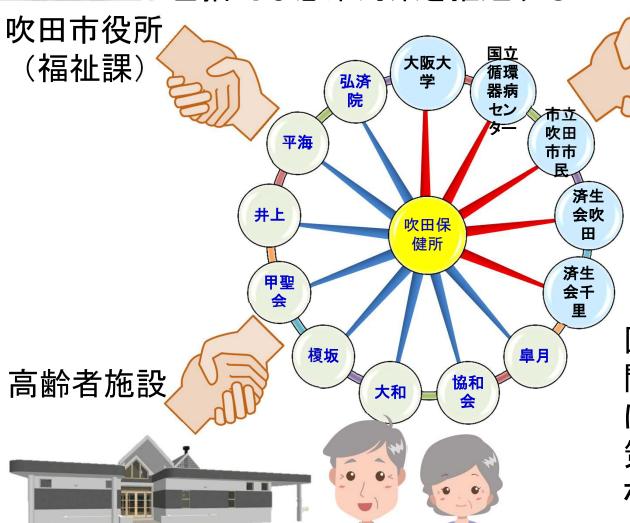
- 連絡会議は、概ね年2回開催する。
- (管内医療機関からの院内感染対策に係る相談・支援要請) 一第4条
- 管内医療機関は、院内感染が発生、若しくは発生が疑われた場合、連絡会議に現状解析、原因分析及び改善策等の助言を要請することができる。
- 前項の要請窓口は、連絡会議事務局の大阪府吹田保健所とする。(支援チームの設置)一第5条
- 管内医療機関からの院内感染対策に係る相談、助言要請等に応じて現状解析、原因分析、改善策等を検討するため、必要に応じ支援チームを設置することができる。

### 吹田保健所管内感染対策連絡会議の活動

- 要綱には定めていないが、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査のときに、同期日に加算1医療機関同士の相互チェックを行う。(共同で行うのではなく、同日に別々に行う)
- この方式のメリットは、
- ① 受診する医療機関は1回の準備で済む
- ② 講評は保健所の講評終了後に行うため、病院長をはじめとする病院管理者にも改善点を伝えられる。
- ③ 保健所職員も立ち入りとは別に同行し、院内感染の専門家と共にチェックをするので、感染対策の視点を養うことができる。
- ④ ネットワークに参加する複数の加算1機関が参加するので、必ず4職種の感染管理専門家が参加することができる。



医療機関と保健所の連携だけでなく、感染対策として高齢者施設等とも連携し、かつ地方衛生研究所にも連携を広げ、包括的な感染対策を推進する



大阪府公衆衛生 研究所

医療起案のみならず 関連の高齢施設など にも、施設内感染対 策などの教育・サ ポートを行う